



三重県公報

平成25年9月13日(金)

第 2530 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
596	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	2
597	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	2
598	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	2
599	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
600	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	3
601	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(企業誘致推進課)	3
602	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	5
603	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
公 安 委 告 示			
106	指定講習機関からの変更の届出	(公安委員会)	6
107	運転免許取得者教育の認定に関する規則の規定に基づく認定教育実施者の変更の届出	(同)	6
公 告			
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	8
	宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	9
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(IT推進課)	9
	同件	(同)	10
正 誤			
	平成25年8月27日付け三重県公報第2525号	(地域福祉課)	10
	同件	(同)	10

告 示

三重県告示第 596 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2460590108	訪問看護ステーション みのり	津市高茶屋 6-10-14	株式会社イヤスコ	平成 22 年 10 月 31 日	居宅療養 管理指導
2470503737	株式会社 原田製作所	津市河芸町上野 1168-163	株式会社原田製作所	平成 25 年 7 月 31 日	福祉用具 貸与
2470503737	株式会社 原田製作所	津市河芸町上野 1168-163	株式会社原田製作所	平成 25 年 7 月 31 日	特定福祉 用具販売
2472801220	大紀町ホームヘルパー ステーション【大宮】	度会郡大紀町野添 887-7	社会福祉法人大紀町社 会福祉協議会	平成 25 年 9 月 30 日	訪問介護

三重県告示第 597 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470502911	居宅介護支援事業所 一 志	津市一志町日置 46	株式会社セントレア	平成 25 年 8 月 28 日	居宅介護 支援

三重県告示第 598 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2460590108	訪問看護ステーション みのり	津市高茶屋 6-10-14	株式会社イヤスコ	平成 22 年 10 月 31 日	介護予防 居宅療養 管理指導
2470503737	株式会社 原田製作所	津市河芸町上野 1168-163	株式会社原田製作所	平成 25 年 7 月 31 日	介護予防 福祉用具 貸与
2470503737	株式会社 原田製作所	津市河芸町上野 1168-163	株式会社原田製作所	平成 25 年 7 月 31 日	特定介護 予防福祉 用具販売
2472801220	大紀町ホームヘルパー ステーション【大宮】	度会郡大紀町野添 887-7	社会福祉法人大紀町社 会福祉協議会	平成 25 年 9 月 30 日	介護予防 訪問介護

三重県告示第 599 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450300203	社会福祉法人 けやき福祉会	鈴鹿市石薬師町 字寺東 452-68	放課後等デイ サービスセン ター 鈴鹿け やき苑	鈴鹿市石薬師町 字寺東 452-68	放課後等デイ サービス	平成 25 年 9 月 1 日
2450500174	特定非営利活 動法人津学童 保育総合セン ター	津市香良洲町 3762-5	放課後等デイ サービス空 (スカイ)	津市香良洲町 3762-5	放課後等デイ サービス	平成 25 年 9 月 1 日

三重県告示第 600 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指 定 年 月 日
2422900379	社会福祉法人 三重済美学院	伊勢市辻久留 3 丁目 17 番 5 号	ポケット	志摩市阿児町鶴 方奥ノ野 477 番 24 号	共同生活介護	平成 25 年 9 月 1 日

三重県告示第 601 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部企業誘致推進課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミタス伊勢
伊勢市船江一丁目 471 番地 1
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	変更前	変更後	位置
	収容台数	収容台数	
駐車場 1	1,329 台	1,329 台	縦覧による（位置の変更なし）
駐車場 2	—	122 台	縦覧による（新設）
合 計	1,329 台	1,451 台	

イ 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	変更前	変更後	位置
	収容台数	収容台数	
駐輪場 1	280 台	280 台	縦覧による（位置の変更なし）
駐輪場 2	40 台	50 台	縦覧による（位置の変更あり）
駐輪場 3	20 台	0 台	縦覧による（移設）

駐輪場 4	20 台	20 台	縦覧による (位置の変更なし)
駐輪場 5	20 台	20 台	縦覧による (位置の変更なし)
駐輪場 6	—	10 台	縦覧による (新設)
合 計	380 台	380 台	

ウ 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	変更前	変更後	位置
	面積	面積	
荷さばき施設 1	35.01 m ²	35.01 m ²	縦覧による (位置の変更なし)
荷さばき施設 2	44.28 m ²	44.28 m ²	縦覧による (位置の変更なし)
荷さばき施設 3	206.12 m ²	206.12 m ²	縦覧による (位置の変更なし)
荷さばき施設 4	251.28 m ²	251.28 m ²	縦覧による (位置の変更なし)
荷さばき施設 5	27.60 m ²	27.60 m ²	縦覧による (位置の変更なし)
荷さばき施設 6	197.11 m ²	197.11 m ²	縦覧による (位置の変更なし)
荷さばき施設 7	46.69 m ²	46.69 m ²	縦覧による (位置の変更なし)
荷さばき施設 8	183.26 m ²	183.26 m ²	縦覧による (位置の変更なし)
荷さばき施設 9	—	15.00 m ²	縦覧による (新設)
合 計	991.35 m ²	1,006.35 m ²	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社パロー	午前 9 時 (ホームセンターの一部 午前 7 時)	午後 10 時 (ホームセンター 午後 9 時)
株式会社あかのれん	午前 9 時	午後 10 時
株式会社白揚	午前 10 時	午前 0 時
株式会社ジップドラッグ	午前 9 時	午後 10 時
株式会社セリア		
未定		

(変更後)

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社パロー	午前 9 時 (ホームセンターの一部 午前 7 時)	午後 10 時 (ホームセンター 午後 9 時)
株式会社あかのれん	午前 9 時	午後 10 時
株式会社いまじん白揚	午前 9 時	午前 0 時
株式会社ジップドラッグ	午前 9 時	午後 10 時
株式会社セリア		
株式会社靴のホッタ		
株式会社エディオンコミュニケー ーションズ		
日本調剤株式会社		
株式会社イワオ薬局		
株式会社動物館アイドル 3		

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	変更前	変更後	位置
	出入口の数	出入口の数	
駐車場 1	6 箇所	6 箇所	縦覧による (位置の変更なし)

駐車場 2	—	3 箇所	縦覧による(新設)
合 計	6 箇所	9 箇所	

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	変更前	変更後
	荷さばき可能時間帯	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2		
荷さばき施設 3	午前 6 時から翌午前 4 時まで	午前 6 時から翌午前 4 時まで
荷さばき施設 4	午前 6 時から午後 10 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 5		
荷さばき施設 6		
荷さばき施設 7		
荷さばき施設 8	午前 6 時から午前 6 時 30 分まで	午前 6 時から午前 6 時 30 分まで
荷さばき施設 9	—	午前 6 時から午後 10 時まで

3 変更年月日

2 の(1) 平成 26 年 4 月 28 日

2 の(2) 平成 25 年 9 月 1 日

4 変更理由

来店者のニーズに対応するため

5 届出の日

平成 25 年 8 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部企業誘致推進課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 25 年 9 月 13 日から平成 26 年 1 月 14 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 602 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 道路の種類 県道

2 路線名 篠立下野尻線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
いなべ市藤原町西野尻字出口 1049 番 2 から	旧	5.59~6.42	24.76
いなべ市藤原町西野尻字出口 1066 番 2 地先まで	新	5.67~8.48	24.76

第 2

1 道路の種類 県道

2 路線名 鶯殿熊野線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
南牟婁郡御浜町大字上市木字寺谷 418 番 2 の 1 地内	旧	8.79~16.25	96.71
	新	8.58~10.10	96.71

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶉殿熊野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
南牟婁郡御浜町大字上市木字寺谷 418 番 2 の 1 地内	旧	8.58~10.10	81.25
	新	8.86~93.82	81.25

三重県告示第 603 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 まで	平成 25 年 9 月 14 日 午後 3 時
県道 鶉殿熊野線	南牟婁郡御浜町大字上市木字寺谷 418 番 2 の 1 地内	平成 25 年 9 月 13 日

公安委告示

三重県公安委員会告示第 106 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。
 平成 25 年 9 月 13 日

三重県公安委員会委員長 西 本 健 郎

名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更後	変更前
一般財団法人三重県交通安全協会 津市栄町一丁目 954 番地 余野部 克 治	財団法人三重県交通安全協会 津市栄町一丁目 954 番地 余野部 克 治
株式会社松和自動車学校 松阪市大町 1624 番地 1 林 健一郎	株式会社松和自動車学校 松阪市大町 1624 番地 1 篠 田 正 道

三重県公安委員会告示第 107 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。
 平成 25 年 9 月 13 日

三重県公安委員会委員長 西 本 健 郎

名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更後	変更前
一般財団法人三重県交通安全協会 津市栄町一丁目 954 番地 余野部 克 治	財団法人三重県交通安全協会 津市栄町一丁目 954 番地 余野部 克 治
株式会社松和自動車学校 松阪市大町 1624 番地 1 林 健一郎	株式会社松和自動車学校 松阪市大町 1624 番地 1 篠 田 正 道

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 25 年 11 月 6 日まで縦覧に供します。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 25 年 9 月 6 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 那由他会
 - (2) 代表者の氏名
西川 浩之
 - (3) 主たる事務所の所在地
津市高茶屋小森町字向山 1732 番地の 2
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、福祉施設を拠点として知的・身体的・精神的な障害、またはその重複状態により、日常生活や社会参加に不自由を強いられる人たちが、自宅外で安心して過ごせる場所を提供する。さらに、就労の機会を設けることにより、意欲的で健康的な活力に満ちた日々を送ることができるよう、生涯的な支援を目指す。それにより、家族や関係者の介護負担も軽減するものとする。これらをもって、地域福祉の充実さらには社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 25 年 11 月 6 日まで縦覧に供します。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 25 年 9 月 6 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 四日市男女共同参画研究所
 - (2) 代表者の氏名
坂倉 加代子
 - (3) 主たる事務所の所在地
四日市市曾井町 332 番地 1
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、女性の自立を支援するとともに、男女共同参画の視点をもったまちづくりを行うことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 25 年 11 月 6 日まで縦覧に

供します。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 25 年 9 月 6 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 三重スローライフ協会

(2) 代表者の氏名

大原 興太郎

(3) 主たる事務所の所在地

松阪市伊勢寺町 551 番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、望ましいライフスタイルを提案し、その実現に向けた活動をする中で、食農環境、環境教育、地産地食運動に関する事業を行い、もって食、農業、環境に対する意識の向上、地域資源の地域内循環の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 25 年 11 月 6 日まで縦覧に供します。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 25 年 9 月 6 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 暖家

(2) 代表者の氏名

三宅 浩

(3) 主たる事務所の所在地

多気郡多気町土屋 288 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で支援が必要な障害者（児）及びその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした福祉サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市農林事務所長から通知がありました。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（2 級・3 級基準点測量）

2 作業期間

平成 25 年 9 月 17 日から同年 10 月 31 日まで

3 作業地域

鈴鹿市肥田町、同市北玉垣町、同市東玉垣町、同市柳町及び同市岸岡町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次

のとおり完了しました。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 25 年 8 月 19 日	員弁郡東員町大字六把野新田字辻ノ内 332-1	桑名市星見ヶ丘 1-502 水谷 孝 宣
平成 25 年 8 月 19 日	三重郡朝日町大字縄生字南谷 2267 ほか 7 筆及び字 天神山 2562 ほか 10 筆	鈴鹿市桜島町 7 丁目 16-3 安田建設株式会社 代表取締役 安 田 充
平成 25 年 8 月 20 日	松阪市下村町字大日 944 の一部ほか 17 筆ほか	松阪市大黒田町 239 東和ホーム株式会社 代表取締役 村 林 明 和 松阪市日野町 563-2 稲葉不動産 稲 葉 米
平成 25 年 8 月 21 日	三重郡朝日町大字縄生字八反河原 361-1	桑名市大字小泉 53 有限会社和泉創建 代表取締役 金 森 博 人
平成 25 年 8 月 22 日	尾鷲市賀田町字中洲 572 ほか 13 筆、字久保 595-3 ほか 3 筆及び字久保道下 595-5 ほか 9 筆	尾鷲市中央町 10-43 尾鷲市長 岩 田 昭 人
平成 25 年 8 月 23 日	伊勢市小俣町新村字せゝなげ 555-1 ほか 4 筆	四日市市久保田 1 丁目 6-47 有限会社へいせいクリエート 代表取締役 岡 本 博 人
平成 25 年 8 月 23 日	松阪市中林町字中西代 31-3 の一部ほか 22 筆	松阪市高町 201-2 株式会社モリハウス建設 代表取締役 田 畑 守 則
平成 25 年 8 月 23 日	松阪市久米町字奥此亦 2075 ほか 7 筆	津市一志町片野 901 下 村 貴 文
平成 25 年 8 月 23 日	多気郡明和町大字養村字順礼野 472-14 ほか 3 筆	伊勢市小俣町本町 341-134 有限会社中村不動産販売 代表取締役 中 村 好 文
平成 25 年 8 月 28 日	三重郡菰野町大字潤田字東畑 3842-3	三重郡菰野町大字菰野 9911 サウスリバーⅢ 106 小 島 隼 人

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
平成 25 年 8 月 23 日	三重郡菰野町大字小島字中長島 434-1 ほか 1 筆ほか	三重郡朝日町大字埋縄 1018-36 有限会社宏和産業 代表取締役 水 谷 智

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 特定役務の名称 平成 25 年度 I D S 設計・機器調達・構築及び監視・運用・保守業務委託
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地
三重県地域連携部 I T 推進課
- 3 落札者決定日 平成 25 年 9 月 4 日

4	落札者	三重県津市桜橋二丁目 149 番地 西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 横山 桂子
5	落札金額	入札価格 57,800,000 円 契約金額 60,690,000 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	平成 25 年 7 月 12 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 25 年 9 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1	特定役務の名称	平成 25 年度インターネットメールシステム設計・機器調達・構築・保守業務委託
2	担当部局	津市広明町 13 番地 三重県地域連携部 I T 推進課
3	落札者決定日	平成 25 年 9 月 4 日
4	落札者	三重県津市桜橋二丁目 149 番地 西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 横山 桂子
5	落札金額	入札価格 39,700,000 円 契約金額 41,685,000 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	平成 25 年 7 月 19 日

正 誤

平成 25 年 8 月 27 日付け三重県公報第 2525 号に登載しました、生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の告示中

ページ	行	誤	正
3	9	しま皮フ科クリニック	しまヒフ科クリニック

平成 25 年 8 月 27 日付け三重県公報第 2525 号に登載しました、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の告示中

ページ	行	誤	正
4	1	しま皮フ科クリニック	しまヒフ科クリニック

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
